

「地域の多様な生活支援活動サポート」助成事業募集要項

社会福祉法人埼玉県共同募金会

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなか、地域では経済的に困窮する人や社会的に孤立する人の増加、固定化が大きな課題となりつつあります。

このような状況の中で、埼玉県共同募金会では、35都道府県の共同募金会ならびに中央共同募金会とともに、「地域に密着した多様な生活支援を応援する」ことをテーマに、コロナ禍で日常生活に支障をきたした人々を支援するため、この要項に基づき助成事業を行います。

2 助成対象団体

以下の条件を全て満たした団体を対象とします。

- (1) 埼玉県内で県民を対象に活動する営利を目的としない民間団体とします。
- (2) 法人格の有無は問いませんが、会則等を定めて継続的に活動している団体とします。
※株式会社、有限会社、医療法人及び宗教法人は対象としません。
- (3) 活動実績が1年以上あり、決算書の公表が可能な団体とします。

3 助成対象事業

新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活に支障をきたした人々を対象に行う各種福祉事業

- (1) ひとり親家庭や生活困窮家庭への生活支援事業（配食やパントリーなど）
- (2) 引きこもり支援や居場所づくりを目的とする、高齢者等を対象としたサロン活動や青少年対象の学習支援事業
- (3) コロナ禍で悩みなどを抱えた住民を対象に行う相談支援事業 など

4 対象経費

対象者の支援に必要な備品の購入費用を対象とします。

[対象とする備品の例]

- ・フードパントリー事業で食材を保管する冷凍・冷蔵庫
- ・子ども食堂で使用する炊飯器・電子レンジなどの調理器具
- ・学習支援事業で使用するパソコンやタブレット機器
- ・会場の衛生管理のための空気清浄機
- ・各種事業の会場で使用する机・椅子 など

[対象外経費]

各種事業で必要な消耗品などの購入費用は対象外です。

- ・フードパントリー事業の食材費、会場使用料、容器やビニール等消耗品費
- ・無料学習サポート事業における教材費やマスク、手袋、消毒液等感染予防対策費及び外部の講師に対する謝金
- ・各種事業のボランティアに対する交通費などの実費弁償費用

5 助成額

1団体あたりの助成上限額は10万円とし、助成総額は270万円を予定しています。

※一定額の自己負担が必要となります。(法人格有り：25%程度、法人格無し：10%程度)

6 助成事業実施期間及び募集期間、決定時期

令和4年7月1日から令和4年9月30日までの間に実施する事業

応募受付期間：令和4年4月15日(金)～令和4年5月20日(金) 必着

助成決定時期：令和4年6月27日(月)

7 応募方法

別紙『地域の多様な生活支援活動サポート助成要望書』に必要事項を記入の上、以下の①～③の添付資料(必須)と併せて、送付してください。

①定款、会則等

②令和3年度の活動実績が分かる書類

③令和3年度決算書類(収支計算書・貸借対照表等) ④購入希望物品の見積り、カタログ

※助成要望書には団体印又は代表者等の押印が必要となりますので郵送のみで受け付けます。受付後、本会より確認メールを送ります。

※必要に応じて追加資料を求める場合があります。

8 その他

(1) 助成要望事業の審査は、この要項によるほか、本会助成方針に基づき行います。

(2) 審査の結果は、応募団体あてに郵送により通知をします。この際、助成決定団体には、助成金の交付から精算報告までの手続きについてお知らせします。

(3) 助成金は、事業実施期間終了後に精算交付します。

(4) 助成によって購入した備品は、本助成事業による購入物品であることを標示し、また、チラシや団体のホームページ等のSNSにおいて、「地域の多様な生活支援活動サポート助成」である旨を記載し、積極的に広報してください。

(5) 助成決定内容は本会ホームページ等で公開いたします。

[問い合わせ]

社会福祉法人 埼玉県共同募金会 業務課

〒330-0075 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ 3階

TEL:048-822-4045 FAX:048-824-9819

E-mail:11@akaihane-saitama.or.jp